

## 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度勝浦町の当初予算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	38,104 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	654,720 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】 (単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の地方消費税交付金		
社会福祉	社会福祉費	30,237	5,927	1,002	23,308	1,357
	障害福祉費	138,719	94,587	901	43,231	2,516
	老人福祉費	192,361	2,477	8,605	181,279	10,550
	児童福祉費	296,876	174,595	6,676	115,605	6,728
社会保険	国民健康保険事業	42,186	23,914		18,272	1,063
	後期高齢者医療事業	140,505	25,291	3	115,211	6,705
	介護保険事業	148,112	28,134		119,978	6,983
保健衛生	保健衛生費	3,680			3,680	214
	健康増進事業費	26,642		560	26,082	1,518
	母子衛生費	8,074			8,074	470
合計	1,027,392	354,925	17,747	654,720	38,104	

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。